

# 滋賀労働

Mother  
Lake

滋賀県労働広報紙

654号  
2020

## 『第91回メーデー』～今年はメーデー100年目～

5月1日は労働者の祭典「メーデー」です。日本では1920年に第1回メーデーが開催され、今年はそれからちょうど100年目を迎える記念すべき節目の年ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、それぞれ、前例のない形で開催されました。

連合滋賀と一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会は、第91回滋賀県労働者統一メーデーの式典・イベント・デモなどは全て中止し、ウェブによるメッセージ配信や街宣車によるPR活動などを行いました。

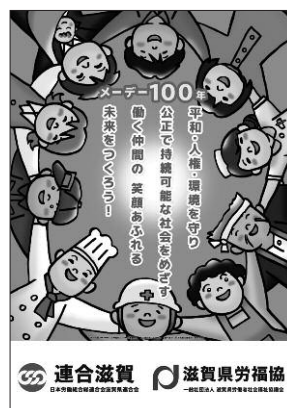
『この節目にメーデーの原点に立ち、果たしてきた役割を振り返り、改めてすべての仲間が団結・連帯することの重要性を確認したい』と発信しました。

また、メーデーの精神である、『働く者や生活者の立場からすべての仲間の力を結集して、この極めて厳しく未曾有の難局を乗り越えるために、労働組合として社会的役割を果たしていかなければならない』とし、『誰一人取り残されることのない公正な社会の実現、平和・人権・環境が守られ、誰もが笑顔あふれる未来を構築できるよう全力を挙げて取り組む』とメーデー宣言を採択しました。

また、滋賀県労連等を中心とする県民メーデー実行委員会は、第91回滋賀県民メーデーは、小集会などを県内5ヶ所で開催しました。

大津駅前では、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、小集会とスタンディングを行いました。『生活困難や賃金不払い、不当な解雇など、困った時には私たちとともにたたかきましょう。働く者の団結で生活と権利を守りましょう！』と参加者に団結を呼びかけ、『8時間働いて普通に暮らせる賃金・働くルール確立』『なくせ貧困と格差。大幅賃上げ・底上げで景気回復、地域活性化』『めざせ最賃1500円、全国一律最賃制の実現』『年金・医療・介護など社会保障制度の拡充』などをスローガンとして確認しました。

中央メーデーは、小集会後に大津駅前などで各参加団体がリレートークを行いました。その他の地域でも、宣伝カーや街頭宣伝を行いメーデーの意義を宣伝しました。



### 《連合滋賀様よりご寄附いただきました》

連合滋賀様より、新型コロナウイルス感染症対策のために奮闘されている医療従事者を応援したいとの思いから、「滋賀県がんばる医療応援寄附」に御協力頂きました。ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症対策のための医療応援寄附「滋賀県がんばる医療応援寄附」については、下記アドレスをご参照下さい。  
ホームページ：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ouen/index.html>

### 目次

- 表紙 第91回メーデー ～今年はメーデー100年目～
- P2 しがジョブパークのご案内  
滋賀県外国人材受入サポートセンターのご案内
- P3 シニアジョブステーション滋賀のご案内  
しがアクティブシニア活躍推進事業について
- P4 おうみの名工、おうみ若者マイスター ～推薦の受付について～
- P5 在職者訓練のご案内  
生産性向上支援訓練&IT活用カセミナースケジュール
- P6 労働委員会だより
- P7 労働保険年度更新手続きについてお知らせ
- P8 滋賀県の勤労者向け制度のご案内  
働き方改革をサポートします！
- P9 令和2年度「働き方改革推進支援助成金」のご案内
- P10 週所定労働時間週20時間未満の障害者に係る「特例給付金」制度のご案内  
高齢者・障害者雇用助成金のご案内
- P11 労働相談Q&A  
WORKしが
- P12 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について

7月1日～7日は全国安全週間です  
(令和2年度スローガン)

「エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減」

## 「しがジョブパーク」では、若年者や就職氷河期世代の就職・職場定着、 県内企業の人材確保を支援しています！

### 1 趣旨

令和2年4月1日より「しがヤングジョブパーク」から「しがジョブパーク」に名称を変更し、学生を含む若年者から就職氷河期世代までの就職や職場定着を支援するとともに、県内企業の人材確保支援に取り組んでいます。

### 2 主な事業内容

#### (1) 相談事業

##### ①キャリアカウンセリングコーナー

- ・学生を含む若年者や就職氷河期世代からの就職相談を受け、就職や職場定着を支援
- ・県内企業の情報紹介、各種イベントの紹介
- ・県内大学等の学内就活イベントへ参加して相談対応

##### ②人材確保支援

- ・県内企業に対して、人材確保や育成に関する提案等を実施
- ・パーク内での相談対応、企業訪問を実施

#### (2) 主なイベント

##### ①就職面接会等

- ・卒業年次の学生等を対象に就職面接会を開催（年2回予定）

##### ②合同企業説明会

- ・卒業年次未満の学生等を対象に、合同企業説明会を開催（年3回予定）

##### ③若者未来塾

- ・パーク利用者・大学生・若手社員を対象に、人材育

成や就職支援等をテーマとしたセミナーを開催（年100回予定）

##### ④就職氷河期世代の就職支援セミナー

- ・就職氷河期世代を対象に、就職支援に繋げるセミナーを開催（年3回予定）

##### ⑤企業向けセミナー

- ・県内企業を対象に、職場環境改善や採用力向上等をテーマとしたセミナーを開催（年3回予定）

##### ⑥インターンシップ

- ・学生を含む若年求職者の県内企業への就職に繋げるため、学生等と県内企業を繋げるインターンシップを実施

##### ⑦就業体験事業

- ・UIターンによる県内企業への就職を推進するため、首都圏からの就業体験ツアーを実施

### 3 連絡先

しがジョブパーク

住所：滋賀県草津市西渋川一丁目1-14

行岡第一ビル4階（草津駅西口より徒歩2分）

電話：077-563-0301 FAX：077-563-0304

#### 【お問合せ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

TEL：077-528-3759

## 滋賀県外国人材受入サポートセンターのご案内

県内企業向け相談窓口「滋賀県外国人材受入サポートセンター」では、行政書士等の専門アドバイザーによる訪問相談や企業向けセミナーを実施し、県内企業が外国人材を円滑かつ適正に受け入れることができるように支援しています。

### ○主な事業内容

#### (1) 相談事業

##### ①相談窓口の開設

センター内に窓口を設置し、外国人材の受入に関する企業の相談に対応

##### ②訪問相談の実施

県内企業を訪問し、外国人材の受入に関する企業の相談に対応

##### ③主な相談内容

- ・外国人材の雇用方法に関する相談
- ・新しい在留資格に関する相談
- ・技能実習制度に関する相談
- ・外国人留学生に関する相談
- ・外国人材の受入環境整備に関する相談 等

##### ④相談体制

統括アドバイザー 1名（技能実習生受入等の実務経験者）

アドバイザー 4名（行政書士、技能実習生受入等の実務経験者）

#### 【相談受付時間】

月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）10時～17時

#### (2) 企業向けセミナー

外国人材の雇用や受入環境整備等に関するセミナーを開催

#### (3) 出張相談会

2名のアドバイザーが県内6地域で、それぞれ月1回の出張相談を実施

### ○センター連絡先

滋賀県外国人材受入サポートセンター

住所：滋賀県大津市中央三丁目2番1号

セザール大津森田ビル7階

電話：077-523-7660 FAX：077-523-7666

E-mail：support@shiga-gsc.com

#### 【お問合せ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

TEL：077-528-3758

## シニアジョブステーション滋賀のご案内

## 中高年齢者の多様な働き方を応援！

キャリアカウンセリングから求人情報の提供、職業紹介などの支援をワンストップで行う就労支援窓口として滋賀県と滋賀労働局が一体的に運営しています。また、人材確保にお悩みの企業等を対象とした、中高年人材の確保・活用に向けたアドバイス等も行っています。

ぜひ、お気軽にご利用ください

- 利用時間  
8時30分～17時まで（受付：16時まで）  
※土日・祝日、年末年始は休業
- 設置場所  
大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階  
（JR大津駅北口から徒歩2分）
- 対象者  
概ね45歳以上の就労を希望する方  
中高年人材の採用・定着を希望する企業等

## 《出張相談（予約制）》

より多くの方にご利用いただけるよう、彦根や長浜、甲賀等のハローワークで、出張相談を毎月、実施しています。詳しくは、シニアジョブステーション滋賀へお問い合わせください。

## 《各種セミナー》

就職活動やライフプランに役立つセミナーを毎月開催。

## ●相談

1回50分程度 予約優先・無料

相談無料

## ◇ハローワークコーナー（職業紹介）

・ハローワークの求人情報の提供や紹介状の発行、職業相談、求人企業との面談予約など

## ◇シニア相談コーナー

・個別コンサルティング、支援プラン作成、マッチング支援、適性診断など

## ◇企業相談コーナー

・人材確保・人材活用のプランニング支援など

## ◇その他

・福祉のお仕事出張相談（毎月第2木曜午後）、模擬面接の練習など

## 【連絡先・問い合わせ先】

シニアジョブステーション滋賀

電話：077-521-5421 / FAX：077-521-5455

メール：s-job@bird.ocn.ne.jp

ホームページ [シニアジョブステーション滋賀](#) 検索

## 生涯現役促進地域連携事業

— しがアクティブシニア活躍推進事業 —

シニア世代の活躍へ 就労・地域活動や雇用促進に向け、様々な取組を展開しています！  
～ お気軽にご利用・ご参加ください ～

—シニア世代の皆様へ—

## しがアクティブシニア相談窓口

相談無料 予約優先

キャリアコンサルタント（国家資格）が、シニア世代の就労や社会活動等を応援！

【このようなお悩みの際には、お気軽にご相談ください】

- ・定年退職後も再就職したい。
- ・キャリアを生かした仕事がしたい
- ・ボランティアなどの地域活動に参加してみたい。

## 《しがアクティブシニア相談窓口（草津駅前）》

■草津市大路一丁目1-1  
（ガーデンシティ草津エルティ932 3階）  
滋賀県介護・福祉人材センター内  
・TEL：077-567-3925

## 《しがアクティブシニア相談窓口（近江八幡）》

■近江八幡市鷹飼町105-2（滋賀県婦人会館内）  
・TEL：0748-37-8100

—事業主・採用担当の皆様へ—

## 企業訪問アドバイス事業

相談無料

専門の支援員が、企業・事業所を訪問。シニア世代の雇用事例やシニア向けの業務、職場環境改善等を具体的にアドバイス！人材不足でお悩みやシニアの雇用に関心がある場合、ぜひ、お気軽にお問い合わせください。

- その他にも、セミナーや仕事説明会など、シニア世代の生涯現役を応援する取組を実施。

## ◇生涯現役セミナー

・就労や地域活動等へのきっかけづくりとなる各種セミナーを開催。

## ◇仕事説明会・ボランティア体験会

・シニア世代の雇用に意欲的な企業の求める人材や仕事内容等を紹介する仕事説明会を開催  
・ボランティアにふれることができる体験会を開催

## 滋賀県生涯現役促進地域連携協議会

（滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課内）

TEL：077-528-3759 / FAX：077-528-4873

メール：info@shiga-geneki.jp

ホームページ [滋賀県 生涯現役](#) 検索

【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3759

令和2年度

# 滋賀県技能者表彰(おうみの名工) おうみ若者マイスター ~推薦の受付について~

滋賀県では、広く社会に技能尊重の気運を浸透させ、技能者の地位および技能水準の向上を図ることを目的として、優秀な技能を有し産業の発展や後進の育成指導に功績のあった技能者を「おうみの名工」として表彰しています。また、35歳未満の優秀な技能者を「おうみ若者マイスター」として認定しています。

令和2年度の「おうみの名工」および「おうみ若者マイスター」の候補者の推薦受付は、以下のとおり実施する予定をしています。県内の企業や事業所等において推薦基準に該当する技能者がおられましたら、ぜひご推薦いただきますようお願いいたします。

※以下の内容は今後変更の可能性があります。最新の情報はホームページ（「滋賀県技能者表彰」「おうみ若者マイスター」で検索）をご確認ください。

【推薦受付・お問合せ先】滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3755

☆令和2年度予定

	7月	8月	9月	10月	11月
おうみの名工表彰	候補者の 推薦受付	—	審査		表彰式
おうみ若者 マイスター認定					認定式

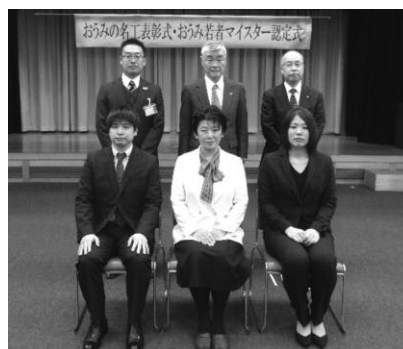
☆＜参考＞主な推薦基準（令和元年度）※次のいずれにも該当する必要があります。

おうみの名工 表彰	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 滋賀県内に就業している者</li> <li>2 優秀な技能を有する者</li> <li>3 滋賀県技能者表彰要綱第2条別表に定める「職業部門、職業分類及び職種」に現に従事している者</li> <li>4 技能を通じて労働者の福祉の増進および産業の発展に寄与した者</li> <li>5 特に職業訓練業務に功績のあった者</li> <li>6 他の技能者の模範と認められる者</li> </ol>
おうみ若者 マイスター 認定	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 滋賀県内に居住または勤務している者</li> <li>2 4月1日現在で35歳未満であり、対象業種に従事している者</li> <li>3 技能検定1級または単一等級以上に合格した者、またはこれと同等以上の能力を有する者</li> <li>4 技能五輪・技能グランプリ全国大会において入賞経験があるなど、全国レベル以上の技能競技大会等で優秀な成績を収めたことがある者</li> </ol>

※令和2年度の候補者の推薦基準等の詳細については、要綱などをご確認願います。



令和元年度おうみの名工表彰式



令和元年度おうみ若者マイスター認定式

## 在職者訓練のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

### ◇県が開催するコース（技能向上セミナー）

- 機械系（測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械CADなど）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など）
- 電気系（第一種電気工事士試験準備、電気主任技術者のための知識、エコキュート施工技術基礎など）
- 制御系（有接点リレーシーケンス、プログラマブルコントローラ制御、油圧制御、VBAなど）
- 塗装系（金属塗装技術）

### ◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部が開催するコース（能力開発セミナー）

#### 機械関係

（実践機械製図、油圧実践技術、空気圧実践技術、精密測定技術、生産現場に活かす品質管理技法、設計に活かす3次元CADアセンブリ技術、ステンレス鋼のTIG溶接技能クリニック、被覆アーク溶接技能クリニック、旋盤加工技術、鉄鋼材の熱処理技術、現場の安全確保（5S）と生産性向上など）

#### 電気・電子関係

（電子回路計測技術、有接点シーケンス制御の実践技術、実践的PLC制御技術、電気系保全実践技術、マイコン制御システム開発技術、携帯通信端末によるPLC制御技術、高圧電気設備の保守点検技術など）

#### 建築関係

（木造住宅の基本計画技術、在来木造住宅設計実践技術、実践建築設計2次元CAD技術、実践建築設計3次元CAD技術、ネットワーク工程管理実践技術など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門校米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門校草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発短期大 (滋賀職能大)
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191 (訓練課 事業主係)	0748-31-2252 (学務援助課 援助係)
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
URL	https://www.pref.shiga.lg.jp/kougil/		ポリテクセンター滋賀ホームページ http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/ 滋賀職能大ホームページ http://www3.jeed.or.jp/shiga/college/business/index.html	

## 生産性向上支援訓練&IT活用カセミナースケジュール

従業員の生産性向上に関する様々な課題の解決や現場力の強化に関する研修として「生産性向上支援訓練」及びITの活用や情報セキュリティ等を習得する「IT活用カセミナー」を実施します。

コース名	会場	開催日	受講料 (税込)	コース名	使用ソフト	会場	開催日	受講料 (税込)
事故をなくす安全衛生活動	①	6/23	3,300円/人	効率よく分析するためのデータ集計	Excel 2019	③	6/3・4	3,300円/人
組織力強化のための管理	①	6/26	3,300円/人	視覚効果を活用するプレゼンテーション技法	PowerPoint 2019	③	6/5	2,200円/人
管理者のための問題解決力向上	②	7/10	3,300円/人	ピボットテーブルを活用したデータ分析	Excel 2016	④	7/9・10	3,300円/人
顧客満足度向上のための組織マネジメント	①	7/17	3,300円/人	業務に役立つ表計算ソフトの関数の活用	Excel 2016	⑤	7/16・17	3,300円/人
企画力向上のための論理的思考法	①	8/27	3,300円/人	相手に伝わるプレゼン資料作成	PowerPoint 2019	③	7/30・31	3,300円/人
ケーススタディで学ぶ情報セキュリティ	①	8/28	4,400円/人	表計算ソフトの業務活用	Excel 2016	⑥	8/5	2,200円/人

※ 訓練時間は全て9：30～16：30です。

～会場～

- ①...ポリテクセンター滋賀（大津市）
- ②...長浜商工会議所（長浜市）
- ③...マテリアル彦根パソコン教室（彦根市）
- ④...キャリアプラザピット滋賀本校（栗東市）
- ⑤...PCカレッジスタック近江八幡校八木教室（近江八幡市）
- ⑥...イークリックパソコンスクール（東近江市）

※同一コース名であっても、訓練実施機関により使用テキストが異なるため、訓練内容が若干異なる場合があります。

コース内容、申込方法等は下記HPをご参照ください。

### 【お問合せ先】

ポリテクセンター滋賀 生産性向上人材育成支援センター TEL：077-537-1176 FAX：077-537-1215

今年度開催予定の全コースについては、当センターHPに掲載しています。

URL：http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/employer/seisansei\_kunren.html

ポリテク滋賀 生産性

検索

# 労使間のトラブルは抱え込まずにまず相談！



## 労働委員会が解決のお手伝いをします

労働委員会は、当事者間では解決が困難になってしまった労働組合または労働者個人と使用者との紛争を中立・公正な立場で解決することに努め、よりよい労使関係をつくるためのお手伝いをする専門的な機関です。労使間のトラブルでお困りの方はぜひご相談ください。

## 労働委員会の紛争解決制度

### ◆不当労働行為の審査 (労働組合と使用者との紛争)

使用者が労働組合法で禁止されている不当労働行為を行ったと思われるとき、労働組合または組合員は救済を申し立てることができます。

例えば…

- ・ 組合活動を理由に不利益な取扱いを受けた。
- ・ 団体交渉を申し入れたが応じてもらえない。
- ・ 組合の結成や運営に対し嫌がらせを受けた。

救済申立てがあると、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合、これを是正するよう使用者に命令を発します。また、当事者に話し合いによる解決の意向がある場合は、和解を勧めます。

### ◆労働争議のあっせん (労働組合と使用者との紛争)

労働問題について、当事者間での話し合いによる自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば…

- ・ 事業縮小と従業員の一時解雇を通告された。
- ・ 休暇制度等の労働条件の変更で紛糾している。
- ・ 給与体系の見直しで労使合意に至らない。

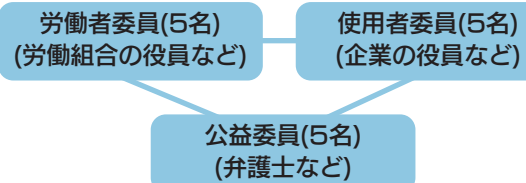
### ◆個別的労使紛争のあっせん (労働者個人と使用者との紛争)

労働者個人と使用者との間で労働条件に関するトラブルの自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば…

- ・ 突然解雇を言い渡された。
- ・ 賃金を一方的にカットされた。
- ・ 職場でパワハラを受けている。
- ・ 配置転換(出向)を命じたが、拒否された。

## 労働委員会の構成



労働委員会は、公益・労働者・使用者それぞれの立場を代表する三者の委員で構成されています。

### ◆委員の任命

労働者委員は県内の労働組合、使用者委員は県内の使用者団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労使委員の同意を得て、いずれも知事から任命されます。

労働組合法の要件を満たす労働組合は労働者委員の候補者を推薦することができます。

委員の任期は2年です。委員の任命にあたっての労使委員候補者の推薦については、公告によりお知らせしています。

### 当委員会では、委員(公・労・使各側1名)による 無料の労働相談を実施しています

★毎月第4金曜日・「月例労働相談」(会場:県庁)

電話での予約(4日前の月曜日午前中まで)をお願いします。新型コロナウイルス感染症予防のため、当面は公益委員1名による電話相談とさせていただきます。

★10月・毎週1回程度開催(会場:県内各地)

詳細は決定次第お知らせします。

★労働委員会への相談、不当労働行為事件救済申立て、あっせん申請等の手続は無料です。相談の秘密は厳守いたします。

まずはお気軽にお問い合わせください。

### 【お問合せ先】

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階

TEL : 077-528-4472

URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/>

滋賀労働局からのお知らせ

**労働保険年度更新手続は  
6月1日(月)～8月31日(月) までにお願ひします。**

**年度更新手続**

○労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続は、「令和元年度の確定保険料」と「令和2年度の概算保険料・一般拠出金(石綿健康被害救済法)」を、自主的に申告・納付していただく大変重要な手続です。

**保険料の申告・納付**

○保険料の申告・納付は最寄りの金融機関(銀行・郵便局)、労働基準監督署、ハローワーク(申告のみ)、社会保険・労働保険徴収事務センター(申告のみ)、または滋賀労働局総務部労働保険徴収室において早めにお済ませください。


なお、口座振替の事業場は、金融機関に申告書を提出することはできません。  
また、郵送による申告書の提出(滋賀労働局労働保険徴収室あて)も可能です。

○年度更新申告書の受付・相談会を開催いたしますので、ご利用ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、やむを得ず開催を中止する場合がありますので、ご来場されるにあたっては滋賀労働局ホームページ、または労働保険徴収室までお問合せ願ひます。

	実施日時	会場	所在地	電話番号	
年度更新申告書の受付・相談会	6月9日(火)	9:30-16:00	長浜商工会議所 フューチャールーム	長浜市高田町 12-34	0749-62-2500
	6月11日(木)	9:30-16:00	草津商工会議所 第3会議室	草津市大路2丁目 11-51	077-564-5201
	6月17日(水)	9:30-16:00	甲賀市商工会 研修室	甲賀市水口町水口 5577-2	0748-62-1676
	6月19日(金)	9:30-16:00	高島市商工会(本所)	高島市安曇川町田中 89	0740-32-1580
	6月23日(火)	9:30-16:00	守山商工会議所 101号室	守山市吉身3丁目 11-43	077-582-2425
	6月25日(木)	9:30-16:00	長浜商工会議所 フューチャールーム	長浜市高田町 12-34	0749-62-2500
	7月2日(木)	9:30-16:00	彦根公共職業安定所	彦根市西今町 58-3	0749-22-2500
	7月3日(金)	9:30-16:00	東近江労働基準監督署	東近江市八日市緑町 8-14	0748-41-3367
	7月6日(月)	9:30-16:00	彦根公共職業安定所	彦根市西今町 58-3	0749-22-2500
	7月7日(火)	9:30-16:00	東近江労働基準監督署	東近江市八日市緑町 8-14	0748-41-3367
	7月1日(水)～ 7月10日(金) 8月24日(月)～ 8月31日(月) の間の開庁日	8:30-17:15	大津労働基準監督署会議室 (滋賀労働局総合庁舎3階)	大津市打出浜 14番 15号	077-522-6520 (労働保険徴収室)

【お問合せ先】滋賀労働局総務部労働保険徴収室 TEL: 077-522-6520



法務大臣による  
裁判外紛争解決手続の認証制度

## 社労士会労働紛争解決センター滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・公正に解決します。  
労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。  
具体例：解雇、雇い止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

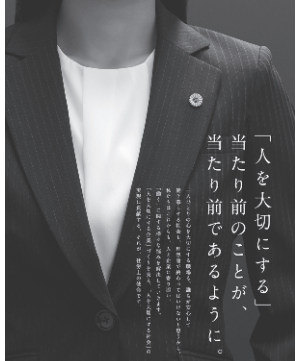
①あっせんにより円満解決 ②あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心  
③早期解決 ④現在、無料にて実施

**総合労働相談所**  
開催日：毎週 土曜日  
13:00～17:00

**年金相談センター**  
開催日：毎月 第2土曜日  
13:00～17:00  
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。 **Tel.077-526-3760**

「人を大切にすること」が、当たり前であるように。



**滋賀県社会保険労務士会**  
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階  
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800  
<http://www.sr-shiga.com/>

広告

# 滋賀県の勤労者向け融資制度

(令和2年4月1日現在)

滋賀県では、勤労者の皆さまに安定した生活を営んでいただくために下記のとおり勤労者向け融資を行っています。各資金の申し込みにつきましては、直接県内の取扱い金融機関までお願いします。

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	利率	融資期間(据置)
勤労者福祉資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②事業主または労働組合の証明が得られる方	臨時または緊急に必要な資金 ①本人または家族の療養費、分焼費、冠婚葬祭費、教育費 ②本人の転宅費 ③本人の住宅改良または補修費 ④生活に必要なと認められる耐久消費財の購入費 ⑤その他必要な出費で、知事が適当と認めたもの	100万円	2.50%	5年(2か月以内)
育児・介護休業者生活資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②育児・介護休業を取得中または申請中で同一事業所に復職する予定の方 ③融資申込日において育児・介護休業終了日までの休業期間が1か月以上ある方 ④育児・介護休業の取得について事業主または労働組合の証明が得られる方	育児・介護休業期間中に必要な生活資金	100万円(休業期間が3か月以下である場合は50万円)	1.90%	6年(休業期間中を限度として1年以内)

**取扱金融機関** 近畿労働金庫、滋賀銀行、関西みらい銀行、京都銀行、京都信用金庫、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、滋賀県信用組合、京滋信用組合、滋賀県民信用組合、近畿産業信用組合

【お問合せ先】 県内の各取扱金融機関 または 滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課  
TEL : 077-528-3751 FAX : 077-528-4873

## 滋賀労働局 雇用環境・均等室からのお知らせ

### 「滋賀働き方改革推進支援センター」のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

【滋賀働き方改革推進支援センター】

お問合せや  
ご相談は  
こちらまで

電話 : 0120-100-227  
メール : hatarakikata-shiga@s-keisankyo.or.jp  
住所 : 大津市打出浜2番1号  
「コラボしが21」  
5階(一社) 滋賀経済産業協会内  
【受付時間】  
9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

- ▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
- ▶ 出張相談会・セミナーも開催していますのでご利用ください。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金分からない 等

どうぞお気軽に、  
ご相談ください。

※(一社) 滋賀経済産業協会が厚生労働部の委託事業として実施しています。



相談 無料 中小企業・小規模事業者の皆様

## 働き方改革

をサポートします!

あなたの会社の「働き方改革 お悩み診断」  
check!

- 正社員と非正規社員との間に格差があるがその理由を説明することができない
- 従業員の長時間労働を削減するにはどうしたらいいか
- 36協定の書き方がわからない
- 従業員の有給休暇の取得がなかなか進まない
- 就業規則を見直したいが、どのようにすればいいかわからない
- 人手不足で困っているが、どうやって解消すればいいのかわからない
- どのような助成金があるのか具体的に知りたい

社会保険労務士等の専門家が  
お悩み解決のお手伝いをします。

「相談ください!」があれば

### 滋賀働き方改革推進支援センター

〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21(5F) 滋賀経済産業協会内

TEL 0120-100-227 受付: 9:00~17:00  
(土日祝・連休・年末・年始を除く)

FAX 077-526-3577

MAIL hatarakikata-shiga@s-keisankyo.or.jp

HP www.s-keisankyo.or.jp/hatarakikata/ 滋賀働き方センター 検索



厚生労働省委託事業  
委託: (一社) 滋賀経済産業協会

◎当センターのホームページに働き方改革の「お役立ち資料集」を掲載しております。是非ご覧ください。



## 令和2年度「働き方改革推進支援助成金」のご案内

「働き方改革推進支援助成金」は、生産性を向上させ、労働時間の縮減に取り組む中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

### 助成金の概要

時間外労働の縮減や勤務間インターバル制度の導入など、「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取り組みの費用の一部を助成します。

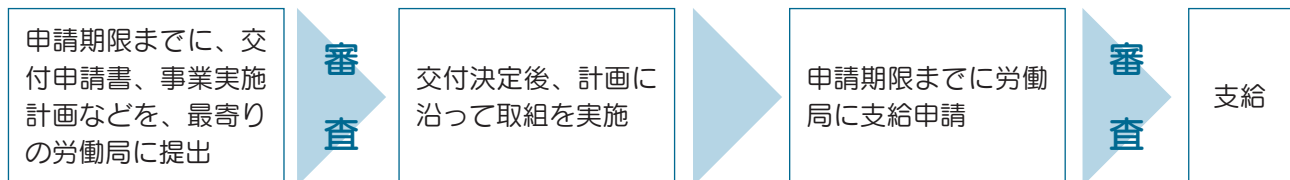
### 主なコースの内容

コース名（※1）	成果目標	助成率	助成上限額	助成対象
労働時間短縮・年休促進支援コース（※2）	以下の取組を1つ以上実施 ①月60時間を超える特別条項付き36協定の時間数の縮減 ②所定休日の増加 ③特別休暇の整備 ④時間単位の年休の整備	3/4（※3）	最大250万円（※4）	①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修 ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器などの導入・更新 ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 ⑥人材確保に向けた取り組み
勤務間インターバル導入コース（※2）	新規に9時間以上の勤務間インターバルを導入		最大100万円（※4）	

- ※1 上記のほか、団体推進コース、テレワークコースがあります。
- ※2 申請に当たっては、36協定（サブロク協定）の締結状況や年次有給休暇の整備状況を確認します。
- ※3 30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器などの経費が30万円を超える場合は4/5助成となります。
- ※4 成果目標の達成に合わせて、対象労働者の賃金を3%引き上げた場合、その労働者数に応じて助成上限額を更に15万円～最大150万円（5%以上の場合は、24万円～最大240万円）を加算します。

### 助成金支給までの流れ

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は厚生労働省ホームページに公開しております。



働き方改革推進支援助成金には交付申請の期限があります。不明な点やご質問がございましたら、下記の申請先へおたずねください。

#### 【お問合せ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室

〒520-0806 大津市打出浜14-15 TEL：077-523-1190 FAX：077-527-3277

**new**  
**週所定労働時間週20時間未満の障害者に係る「特例給付金」制度**

**目的**

特に短い時間であれば働くことができる障害者を雇用する事業主への支援を通じ、当該労働者の長期就労や長時間勤務への移行を促進する。

**支給対象となる障害者**

1年を超えて雇用される障害者（見込みを含む）であって、申請対象期間に週所定労働時間10時間以上20時間未満で雇用した障害者（以下「対象障害者」という。）

**支給額**

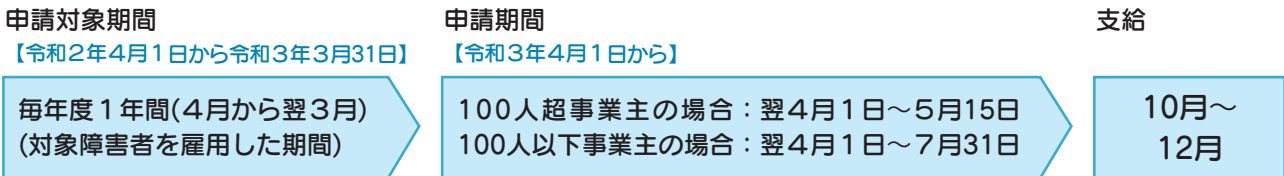
申請対象期間に雇用していた

単価

対象障害者の人月(実人月数) ※常用労働者である障害者の人月数が上限	×	月額7,000円 OR 月額5,000円	=	支給額
		〔100人超事業主の場合〕 = 納付金申告義務あり 〔100人以下事業主の場合〕 = 納付金申告義務なし		

**申請から支給までの流れ**

※青字は初年度の期間



**【お問合せ先】**

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部 高齢・障害者業務課 TEL：077-537-1214

＜高齢者や障害者が働きやすい職場づくりに取り組む事業主の皆様へ＞

**高齢者・障害者雇用助成金のご案内**

**＜65歳超雇用推進助成金＞**

高齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会実現のため、以下の措置を実施する事業主に対して助成金が支給されます。（全3コース）

- 【65歳超継続雇用促進コース】：65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入
- 【高齢者評価制度等雇用管理改善コース】：高齢者の雇用の促進を図るための雇用管理制度の整備（導入・見直し）及び高齢者に対する健康管理制度の導入
- 【高齢者無期雇用転換コース】：50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を転換制度に基づき無期雇用労働者に転換

**＜障害者雇用納付金制度に基づく障害者助成金＞**

施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ障害者の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合、事業主の経済的負担を軽減するための助成金が支給されます。

【障害者作業施設設置等助成金】 【障害者介助等助成金】等

※令和2年度説明会の開催については決定次第、滋賀支部HPに掲載します。



**【お問合せ先】**

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
 滋賀支部 高齢・障害者業務課  
 TEL：077-537-1214

## 労働相談 Q &amp; A

## テーマ 『休業手当』

最近の相談事例で、休業せざるを得なくなった事業主から休業手当の支給について悩んでおられるケースがありました。今回はこのようなケースの対応について考えます。

質問

(使用者からの相談)

経営上の理由により一時的に事業を縮小せざるを得ない状況となり、従業員に休業を命じる必要がありますが、労働基準法第26条に基づき、「使用者の責に帰すべき事由による休業」の場合は平均賃金の100分の60以上の休業手当を支給する必要があると聞きました。「使用者の責に帰すべき事由」についてはどのように考えるべきでしょうか。

回答

労働基準法においては、天災事変などの不可抗力を主張し得ないすべての場合を含む広い解釈を行っており、不可抗力とは、厚生労働省の解釈によると①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしても、なお避けることのできない事故であることの2つの要件を満たさなければならないとされています。したがって、使用者側に起因する経営上の理由による休業は、使用者の責に帰すべき事由に当たります。

質問

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言や要請等を受けて事業を休止する場合はいかがでしょうか。

回答

緊急事態宣言等を受けて事業を休止し、労働者を休業させる場合であっても、一律に労働基準法に基づく休業手当の支払い義務がなくなるものではありません。労使がよく話し合っており、休業中の手当の水準、休業日や休業時間の設定等について、労働者の不利益を回避する努力をお願いします。

また、労働基準法上の休業手当の要否にかかわらず、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対しては、雇用調整助成金が、事業主が支払った休業手当の額に応じて支払われます。

## 【お問合せ先】滋賀県労働相談所

電話番号 077-511-1402

0120-967164 (フリーアクセスは、滋賀県内固定電話(もしくは公衆電話)からのみ利用可能です。)

開設時間 月曜日～金曜日(平日) 10時～17時(12:30～13:30は除く)



WORKしが

企業の魅力を、求職者のみなさまへ発信!

～東京圏からのU・I・Jターン

就職希望者にもPR!～

「WORKしが」は、滋賀県で就職を希望する方や転職を希望する方に、魅力あふれる県内企業の情報を発信する滋賀県最大級の企業情報サイトです。令和2年3月から求人情報も掲載できるようになりました。

多様な人材の採用をお考えの企業の皆様、ぜひご登録・ご活用ください。

## ★既に登録済み企業の皆様へ

更新頻度を上げることで、貴社の情報がより求職者の目に留まりやすくなります!

## 【登録方法】

1. <https://www.workshiga.com/>にアクセス
2. トップページ「企業の皆様へ」をクリック
3. 「企業登録はこちら」をクリック
4. 必要情報を入力・申請
5. ID・パスワードが発行されたら、詳細な企業情報を更新・申請

700社以上の企業  
情報を掲載中!



## ★★移住支援事業★★

移住支援金の対象として滋賀県から選定された求人情報を「WORKしが」に掲載しマッチングが成立した場合は、東京圏から対象市町に移住し就業した方に対して、市町から最大100万円が支給されます。

## ◆移住支援金の支給対象となる移住・就業者に関する主な要件

- ・移住直前の10年間で通算5年以上東京23区に在住、または、東京圏に在住し東京23区へ通勤していた方で、県内の対象市町へ移住した方。
  - ・移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内の方。
  - ・転入先の市町に5年以上継続して居住する意思を有している方。
  - ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進登録企業」に週20時間以上の無期雇用契約に基づき就職し、申請時に連続して3か月以上在職している方。
  - ・5年以上継続して就業する意思を有している方。等
- ※移住支援金は移住・就業された方本人への個人支給となりますが、採用される企業には、厚生労働省の「中途採用等支援助成金(U・I・Jターンコース)」の支給が受けられます。

## 【お問合せ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL: 077-528-3758 Email: fe0004@pref.shiga.lg.jp

働く妊婦・事業主のみなさまへ

# 新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について



新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。

こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、[男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置](#)として、[新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定](#)しました。

## ▶▶ 母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

## ▶▶ 新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における[新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響](#)があるとして、[主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。](#)
- 本措置の対象期間は、[令和2年5月7日～令和3年1月31日](#)（※）です。

（※）新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため[母健連絡カード](#)（[母性健康管理指導事項連絡カード](#)）を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

[事業主は母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。](#)

母性健康管理措置には、他にも、以下のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中又は出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）

このほか、妊娠中の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト  
「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



職場における妊娠中の女性労働者等への  
配慮について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html)



## 【お問合せ先】



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで  
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課  
〒520-8577 大津市京町4-1-1  
TEL：077-528-3751 FAX：077-528-4873  
URL：https://www.pref.shiga.lg.jp/  
E-mail：fe00@pref.shiga.lg.jp